

## 別添資料 4

### 県営都市公園熊野灘臨海公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

#### 1 募集の目的

県有施設の有効活用により新たな財源の確保を図り、公園利用者サービスの維持・向上に繋げていくため、ネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

#### 2 募集概要

##### (1) 募集する施設

施設名	契約下限額（年額）	契約期間
熊野灘臨海公園	100万円	令和5年度～9年度（5年間）

※1 契約下限額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

##### (2) 命名条件

- ① 愛称は、企業名、商品名などを冠したものとしてください。なお、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するもの、ロゴマーク、キャラクターは、愛称として使用できません。
- ② 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。
- ③ 県が作成するパンフレット等の印刷物やホームページ等において、一定期間、愛称とともに、従前の名称を併記させていただくことがあります。
- ④ 愛称については、商標権等の侵害とならないよう、事前に御確認ください。

##### (3) 名称変更に伴う費用の負担

区分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地内の名称表示は全て変更することとします。敷地外における道路標識等の名称表示は、ネーミングライツ・パートナーが変更を希望する場合は、関係機関と協議のうえ変更します。

（注：三重県屋外広告物条例の定めるところにより、屋外における表示は、公園名称のみに限られ、ロゴマーク、キャラクターの表示はできません。また、現在設置されている名称表示の変更を原則とし、新規名称表示の設置については、設置の可否を含めて協議します。）

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

##### (4) 応募資格

指定管理に応募した法人等を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- ② 消費者金融に係るもの
- ③ たばこに係るもの
- ④ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑥ 県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けている者

- ⑦ 消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑩ その他、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

申込みにあたっては、以下の書類を県に提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

- ① ネーミングライツ取得申込書（様式1）
- ② ネーミングライツ取得申込に係る誓約書（様式2）

#### (2) 申込書類の受付

県営都市公園熊野灘臨海公園指定管理者募集要項8頁（5）申請書類の受付と同様とします。

#### (3) 質問の受付

県営都市公園熊野灘臨海公園指定管理者募集要項8頁（4）質問事項の受付及び回答と同様とします。

#### (4) その他

- ① 申込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。  
(使用は県庁内及び事前審査会、選定委員会での検討に限ります。)
- ④ 情報公開請求があった場合には、三重県情報公開条例に基づき、提出された書類を公開することがあります。

### 4 選定方法

#### (1) ネーミングライツ・パートナー候補者の選定

事前審査会及び選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

##### ① 事前審査

外部有識者等による事前審査を実施し、専門的な視点から、①応募資格、②経営状況、③愛称案、④応募金額、⑤応募契約期間の適否を判定します。

審査区分	審査項目
① 応募資格	本募集要項2（4）に定める応募資格を満たしているか
② 経営状況	ネーミングライツ料が未納となる恐れはないか
③ 愛称案	愛称案は、本募集要項2（2）①に定める条件を満たしているか
	愛称案は、親しみやすさ、呼びやすさを有し、公園のイメージにあっているか

	愛称案の掲出表示内容は、屋外広告物として法令上問題がないか
④応募金額	契約下限値を下回っていないか
⑤応募契約期間	5年間となっているか

## ② 最終審査

選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行います。

### (2) 選定結果

選定結果については、応募者に文書で通知します。

### (3) ネーミングライツ・パートナーの決定と基本合意書の締結

県は、選定委員会において選定した候補者と愛称の導入時期について協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーと決定し、基本合意書を締結します。

また、基本合意書の締結にあたっては、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、契約金額及び期間等を公表します。

## 5 契約締結

基本合意書締結後、愛称の導入時期までに、愛称の使用等に係る詳細について別途契約を締結するものとします。

## 6 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、各契約年度の4月末日までに当該年度分をお支払いいただくものとします。

(ただし、初年度は別途定める期日までとします。また、年度分は一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

## 7 留意事項

ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「2(4)応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるものとします。その場合、既に納付済みのネーミングライツ料は返金しないものとし、原状回復はネーミングライツ・パートナーの負担において行うものとします。

また、募集の趣旨に照らし、名称変更を求める場合があります。

## 8 その他

名称表示について、この募集要項に記載のない事項については、三重県屋外広告物条例及び三重県広告掲載要綱に従って取り扱います。

## 9 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
 三重県 県土整備部 都市政策課 街路・公園班 (三重県庁4階)  
 電話 059-224-2706 ファックス 059-224-3270  
 電子メール toshiki@pref.mie.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申込者  
(所在地)  
(法人名)  
(代表者名)

印

## ネーミングライツ取得申込書

県営都市公園熊野灘臨海公園ネーミングライツ・パートナー募集要項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

1	申込施設名	
2	応募金額	年額 円 (消費税及び地方消費税を含む)
3	法人名	
4	業種	
5	業務内容	
6	愛称案	
7 連絡 先	担当部署名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	ファックス	
	電子メール	

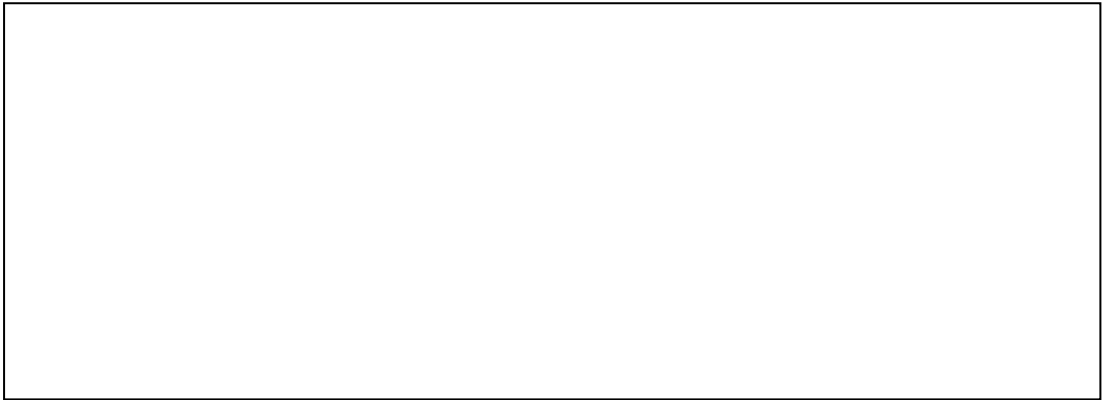
※ 愛称を園内、ホームページ、チラシ等に表示する場合に、字体、文字色に指定がある場合には、その内容を別紙様式に図示してください。

(別紙様式)

※カラー印刷で提出してください。

字体、文字色の指定がある場合は、その内容を枠外に記入してください。

デザイン案

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to provide design proposals. The box is currently blank.

(様式2)

## ネーミングライツ取得申込に係る誓約書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

申込者

(所在地)

(法人名)

(代表者名)

印

ネーミングライツ取得の申込を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は  
事実と相違ありません。

### 記

県営都市公園熊野灘臨海公園ネーミングライツ・パートナー募集要項「2 (4) 応募資格」に関して、応募資格の制限に係る項目に該当しません。